

帯広市がん対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第8号

帯広市がん対策推進条例の一部を改正する条例

帯広市がん対策推進条例（平成30年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第11条第2号中「未成年者」を「20歳未満の者」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。